

京都市上下水道局告示第59号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号及び第3号の規定に基づき商号及び営業所の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年1月27日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1
日本開発興業株式会社
代表取締役 古田 一文

2 変更事項

(商号の変更)

日本開発工業から日本開発興業株式会社に変更

(営業所所在地の変更)

京都府相楽郡精華町下狛車付7-66から京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久
田5番地1に変更

(上下水道局下水道部管理課)